

「第5期佐倉市障害福祉計画（案）について」 に寄せられた意見と市の考え方について

（1）意見募集結果

意見募集期間	平成30年2月14日（水）から 平成30年2月28日（水）まで
意見募集結果	意見提出者数： 2名（1個人、1団体） 意見数： 12件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの： 1件 原案のとおりとしたもの： 11件

（2）意見の内容と市の考え方

No.	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無																																				
1	<p>15ページ</p> <p>（3）グループホーム等住まいの充実と地域生活支援拠点等の整備の部分について、グループホーム設置の加速化が望まれます。特に、精神障害の重い人（現状、持家又はアパート住まい、通院者、施設又は作業所に通所できない人）に対応したグループホームの設置をお願いします。</p> <p>※下表の添付有</p>	<p>グループホームをはじめ障害福祉サービスは、利用者と事業所の契約に基づき利用することとなっています。利用にあたっては、支援の度合いを示す障害支援区分ごとに報酬が異なり、この程度が重い人ほど報酬が増える仕組みで、支援の度合いの高い方の利用を考慮した仕組みとなっています。</p> <p>市では障害支援区分に関わらずグループホームの運営費補助や家賃補助を行い、事業所運営の強化に努めているところです。</p>	無																																				
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">手帳所持者数</th> <th rowspan="2">グループホーム 入所者数^β</th> <th rowspan="2">入所者率 β / α</th> <th rowspan="2">人口</th> </tr> <tr> <th>精神</th> <th>知的</th> <th>身体</th> <th>計^α</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐倉市</td> <td>936</td> <td>813</td> <td>4879</td> <td>6628</td> <td>65^{*2}</td> <td>1.0%^{*1}</td> <td>17.7万人</td> </tr> <tr> <td>印西市</td> <td>413</td> <td>540</td> <td>2423</td> <td>3376</td> <td>54</td> <td>1.6%</td> <td>9.7万人</td> </tr> <tr> <td>成田市</td> <td>801</td> <td>774</td> <td>3252</td> <td>4827</td> <td>67</td> <td>1.4%</td> <td>13.1万人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)各市の数値の出所は「第4期障害福祉計画」H27～H29年度/H27.3付 によります。 ^{*1} 他市に比べても遅れているので設置が急がれます ^{*2} 入所者率を他市並みに1.5%で試算すると、6628×1.5%=99 =グループホーム潜在ニーズ有(99-65=34) 故に設置加速が望まれます</p>					手帳所持者数				グループホーム 入所者数 ^β	入所者率 β / α	人口	精神	知的	身体	計 ^α	佐倉市	936	813	4879	6628	65 ^{*2}	1.0% ^{*1}	17.7万人	印西市	413	540	2423	3376	54	1.6%	9.7万人	成田市	801	774	3252	4827	67	1.4%	13.1万人
	手帳所持者数				グループホーム 入所者数 ^β	入所者率 β / α	人口																																
	精神	知的	身体	計 ^α																																			
佐倉市	936	813	4879	6628	65 ^{*2}	1.0% ^{*1}	17.7万人																																
印西市	413	540	2423	3376	54	1.6%	9.7万人																																
成田市	801	774	3252	4827	67	1.4%	13.1万人																																

2	<p>精神障害の重い人に対応したグループホームは、精神保健福祉士が常駐することが絶対条件であり、また、精神対応のノウハウがあり実績の 有る法人が運営することが絶対条件です。</p>	<p>人員配置に関する基準については、千葉県が条例に基づき事業所の指定をしています。</p> <p>なお、グループホームの運営を希望する法人についての規制は、事業所の指定基準を除いて制限はありません。</p>	無
3	<p>「国のモデル事業」推進事例／野田市と同様に推進願います。（親なき後を見据えた最終的な“終の棲家”が必要な考えから、特別老人ホームとグループホームを地域の支援拠点とする）</p> <p><u>野田市における地域生活支援拠点整備の考え方（千葉県野田市地域生活支援拠点等整備推進モデル事業実績報告書より抜粋）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「親亡き後」を見据えた場合、最終的な終の棲家が必要との考え方から、野田市では、障がい者に対応した特別養護老人ホームを整備することとし、同時に、中間施設としてのグループホームを整備することとしている。 ・障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを勘案すると、障がい者に対応した特別養護老人ホームも加えた仕組みの構築が重要である。 ・このため、野田市における地域生活支援拠点は、独自の機能として障がい者に対応した特別養護老人ホームを整備し、さらに特養への中間施設としてのグループホームを整備することを特色とした整備を目指す。 	<p>地域生活支援拠点の整備にあたっては、障害者が高齢となった際の入所も考慮した高齢者施設（特別養護老人ホーム）を併設した形での整備を想定しています。</p> <p>他市の動向については今後も調査・検討を進め、佐倉市の実態に合わせ、進めてまいります。</p>	無
4	<p>グループホーム運営先進モデル／新潟県長岡市 社会福祉法人中越福祉会の方式を採用願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階は軽度な人で、地域に出て勤めたり、地域の施設に通ったりする。1階の重い人は24時間日中活動に行かなくても良い。最後に人生を全うする場所である。 <p>※グループホームは施設に通う事が通常だが、上記のように運用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居は空家をフルに活用している（地域特性上） 	<p>事業の指定は千葉県の権限であること、グループホームの運営を希望する法人の考え方、運営手法等もあるので一律に指導することは困難です。</p> <p>利用する当事者や保護者等のニーズを的確に把握し運営するよう法人に対応してまいります。</p>	無
5	<p>地域移行には訪問看護ステーションのアウトリーチが必要ですが、市内には7カ所（うち精神障害は5カ所）しかありません。</p> <p>県平均から見てもこの3倍が必要です。</p>	<p>本計画は障害福祉サービス等の提供に関わる事項を定める計画である為、記載はしていません。</p> <p>今後は、「佐倉市障害者計画」での検討課題として取り組んでまいります。</p>	無

6	精神障害者向け地域包括ケアシステムの内容がわかりません。	地域包括ケアとは「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される」仕組みを意味しています。 障害福祉サービス等の提供に関わる本計画の性格より大きな仕組みとなることから、その具体的な検討は「佐倉市障害者計画」の中で進めてまいります。	無										
7	10ページ 福祉教育の推進も大事ですので、追記をお願いします。	障害福祉サービス等の提供に関わる事項を定める計画である為、福祉教育についての記載はしていません。 今後も教育委員会等とも連携を図る中で、福祉教育の推進に努めてまいります。	無										
8	11ページ 障害児自身が夢を持って前向きに人生を歩むには、希望すれば高等教育への門戸が開かれることも大切です。障害児の進学を積極的に支援するためにも、その旨特記をお願いします。	障害福祉サービス等の提供に関わる事項を定める計画である為、障害児の進学については、記載していません。	無										
9	13ページ 市民意識調査の対象となった市民の属性（性別・年齢・職業等）も記載をお願いします。	ご意見を参考に、平成28年度市民意識調査について、属性等を追記しました。（下表参照）	有										
<p>追記事項（13ページ 市民意識調査の記述部分に追記）</p> <p>平成28年度市民意識調査の概要</p> <table border="1"> <tr> <td>配布対象</td> <td>市内在住の18歳以上の男女4,800名（無作為抽出）</td> </tr> <tr> <td>有効回答数</td> <td>1,680名（回収率35.0%）</td> </tr> <tr> <td>性別</td> <td>男性729名、女性931名</td> </tr> <tr> <td>年齢</td> <td>18～29歳165名、30～39歳225名、40～49歳265名、50～59歳278名、60～69歳407名、70歳以上327名</td> </tr> <tr> <td>職業</td> <td>自営業79名、会社員等386名、契約・派遣社員・アルバイト等304名、公務員等91名、家事専業364名、無職333名、その他104名</td> </tr> </table> <p>※各項目では未回答があるため、有効回答数とは一致しません。</p>				配布対象	市内在住の18歳以上の男女4,800名（無作為抽出）	有効回答数	1,680名（回収率35.0%）	性別	男性729名、女性931名	年齢	18～29歳165名、30～39歳225名、40～49歳265名、50～59歳278名、60～69歳407名、70歳以上327名	職業	自営業79名、会社員等386名、契約・派遣社員・アルバイト等304名、公務員等91名、家事専業364名、無職333名、その他104名
配布対象	市内在住の18歳以上の男女4,800名（無作為抽出）												
有効回答数	1,680名（回収率35.0%）												
性別	男性729名、女性931名												
年齢	18～29歳165名、30～39歳225名、40～49歳265名、50～59歳278名、60～69歳407名、70歳以上327名												
職業	自営業79名、会社員等386名、契約・派遣社員・アルバイト等304名、公務員等91名、家事専業364名、無職333名、その他104名												

10	<p>23ページ</p> <p>「精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の制度の利用に至っていない方が実に多くいる」と書かれていますが、このような方々にどう対応していくか、市としては何か考えているのでしょうか？</p>	<p>第2章は障害者の概況を取り上げたものです。精神障害者については、様々なデータから見ると制度の利用が進んでいない面が見られたことからこのような表記としています。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療（精神通院）の制度の利用は、そのほとんどが病院からの案内で利用に至る現状にあります。福祉制度の周知については、医療機関との連携を進めるとともに広報等による啓発に努めてまいります。</p> <p>（平成29年12月1日号の広報で障害福祉の特集号を発行）</p>	無
11	<p>45ページ</p> <p>「精神障害に特化した協議体の設置」には反対です。障害者総合支援法のおかげで、3障害が横並びになったのですから、精神障害の関係者も、他障害の関係者と同じテーブルで議論しなければ、精神保健福祉は向上しません。国の方針でどうしても精神障害に特化した協議体が必要なら、佐倉市障害者総合支援協議会の精神部会という、既存の協議体をもっと有効活用すれば良いと思います。</p>	<p>国の基本指針である精神障害に特化した協議体の設置については、佐倉市障害者総合支援協議会精神部会においてその機能を担う予定です。</p>	無
12	<p>61ページ</p> <p>「理解促進研修・啓発事業」は、地域住民以外に、専門職者にも必要です。精神保健福祉士の中に、「聴覚障害者は服薬も通院もしていないから、障害が軽い。」と考える人がいますが、これは誤解です。医学的にそれ以上治しようがないので、服薬も通院もしていないだけで、決して障害が軽い訳ではありません。障害当事者の話を聴き、理解を深めて欲しいです。</p>	<p>事業所の職員等の資質向上については事業所の役割でもあります。</p> <p>障害者総合支援協議会やその他関係機関とも連携しながら、資質向上について検討してまいります。</p>	無